

# 令和8年度



## 令和8年4月入所【低学年（1～3年生）一次申請】

申請期間	<h3>●オンライン申請</h3> <p>令和7年11月1日（土）～令和7年12月10日（水） こちらの二次元コードからご申請ください。</p> 
	<h3>●窓口申請</h3> <p>令和7年11月4日（火）～令和7年12月10日（水） 時間：下記夜間・土曜窓口を除く平日の8時30分～17時 場所：市役所2階 児童青少年課 【夜間窓口】令和7年12月5日（金）17時～19時 【土曜窓口】令和7年12月6日（土） 9時～12時</p>
	<h3>●学童保育所での申請</h3> <p>令和7年11月1日（土）～令和7年11月29日（土） 時間：平日…9時～19時・土曜日…9時～18時 場所：在籍している学童保育所 ※申請時点で在籍している児童のみ</p>

## 【低学年二次・三次、高学年（4～6年生）申請】

申請期間	受付期間	申請方法
低学年二次申請期間	令和7年12月11日（木）～令和8年1月9日（金）	オンライン・窓口
低学年三次申請期間	令和8年1月10日（土）～令和8年2月28日（土）	オンライン・窓口
高学年申請期間	令和7年11月1日（土）～令和8年2月28日（土）	オンライン・窓口
	令和7年11月1日（土）～令和7年11月29日（土）	在籍する学童保育所

※4月入所については、高学年児童は申請日に関わらず、低学年児童の入所決定後に審査を行います。

## もくじ

1. 学童保育所とは	1
2. 学童保育所の入所について	1
3. 申請内容の変更・転所・退所について	6
4. 育成時間	6
5. 学童保育所費および延長育成料について	7
6. 利用について	9
7. 児童の怪我や体調不良について	9
8. 緊急時の育成について	9
9. 進級時の入所申請について	11
10. その他	11
11. 入所申請に関するよくある質問について	11
12. 東久留米市立学童保育所一覧	13
13. 東久留米市立学童保育所位置図	14

## 1. 学童保育所とは

学童保育所とは、放課後帰宅しても、保護者の就労等により家庭で育成が受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。異学年との関わりを大切にしながら、日常の遊び、季節の行事等色々な経験を通じて、心身の発達を援助するとともに、安心安全な居場所づくりを目指しています。

市内には、全ての市立小学校の小学校区ごとに1または2施設ずつ計20の市立学童保育所があります。



## 2. 学童保育所の入所について

### 【1】入所の資格

入所できる児童は次の資格をすべて満たす必要があります。

#### (1) 東久留米市内の小学校に在籍する児童

または、市内在住で、市外の小学校に在籍する児童

※転入予定の場合は、住所が決定していれば見込みで入所申請が可能です。

#### (2) 保護者の下記の理由により放課後、家庭で適切な育成が受けられない児童

##### ① 就労

1日の勤務時間(休憩・休息時間を除く)が4時間以上で、午後3時以降まで就労している日が週(月～土曜日の間)に3日以上あること(概ね2か月以上の就労が見込まれること)

##### ② 疾病・障害

##### ③ 介護・看護

##### ④ 就学

就学・技能習得等のため育成に当たれない時間(休憩・休息時間を除く)が1日4時間以上、午後3時以降まで、週(月～土曜日の間)に3日以上あること(就労の資格に準じる)

##### ⑤ 出産

出産予定日前6週間から出産後8週間の間(概ね出産月を含む前後5か月)

※育児休業期間中は入所資格に該当しません。保護者の職場復帰が月の途中の場合、復帰月の1日より入所できますが、利用開始は職場復帰日以降となります。

上記(1)、(2)に該当する児童でも、次のいずれかに該当するときは、入所できません。

- ・集団育成等が困難と認められる児童
- ・①～④に該当しない6歳未満の同居家族がいる児童

#### (注記)

- ・長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみの入所申請は受け付けておりません。
- ・入所資格を満たしていても、受け入れ可能児童数を超えて入所申請がある場合、お待ちいただけことがあります。
- ・居住学区外の特別支援学級に在籍する児童は、居住学区の学童保育所または在籍する学校の学童保育所のどちらからかに入所を希望する学童保育所を選択できます。(特別支援学校に在籍する児童は、居住学区の学童保育所に入所となります)

## 【2】入所申請に必要な書類

(1) 学童保育所入所申請書 (★) ※オンライン申請の場合は不要です。

(2) 入所資格確認書類

入所の資格により、必要書類が異なります。以下の表からご確認のうえご提出ください。

※申請児童のきょうだいを除き、65歳未満の同居家族がいる場合は、その方の就労証明書等の入所資格確認書類が必要です。

入所資格	必要書類
① 就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書 (★) (作成時から3か月以内のもの、写し可)</li> </ul> <p>※保護者が単身赴任等で同居していない場合も、就労証明書の提出が必要です。</p> <p>※就労証明書だけでは入所資格を満たしていることが確認できない場合は、就労先が作成したシフト表等の提出が必要です。</p> <p>※就労が内定もしくは予定である場合は、就労予定先が証明する、入所資格を満たしていることがわかる書類を提出し、就労開始後、改めて就労証明書を提出してください。</p> <p>※就労証明書の雇用契約期間終了日が入所日以前となっている場合や、入所後に年度途中で証明期間が終了する場合は、それ以降の就労証明書を再度提出してください。</p> <p>※東久留米市の保育施設申し込み用の就労証明書をお持ちの方は、その写しを学童保育所申請用として使用できます。</p> <p>※きょうだい分の就労証明書は写しを使用して申請できます。</p>
② 疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書 (作成時から3か月以内のもの、写し可) または障害者手帳の写し</li> <li>・理由書 (★)</li> </ul>
③ 介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の方の診断書 (作成時から3か月以内のもの、写し可) または障害者手帳の写し</li> <li>・介護、看護のスケジュール表等</li> <li>・理由書 (★)</li> </ul>
④ 就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・時間割等</li> </ul>
⑤ 出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の写し (表紙及び分娩予定日記載のページ)</li> </ul>

(3) 必要に応じて提出が必要な書類

転入・転居予定の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所が確認できる書類 (売買もしくは賃貸借契約書の住所・氏名が明記された部分の写し、住民票等)</li> <li>・在籍する小学校がわかる書類 (入学通知、児童・生徒の転入学について(通知)等の写し)</li> </ul> <p>※転居等により、入学もしくは在籍小学校が変更になる場合は、新住所や入学・在籍予定校が明確であれば見込みで申請を受理します。入所日までに必要に応じて書類を提出してください。提出がない場合は、入所決定を取り消す場合があります。</p> <p>※在籍小学校に関する書類が申請時に提出できない場合は、後日提出でもかまいません。学務課での手続き後、速やかに提出してください。</p>
申請児童が障害者手帳を所持している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳の写し</li> </ul>

延長育成を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東久留米市立学童保育所延長育成利用（新規・変更）申請書（★）</li> <li>・延長育成が必要であると認められる保護者の就労、疾病等の状況がわかる書類（就労証明書、診断書、理由書等。ただし、入所申請時に提出されている場合は不要）（詳細は7頁参照）</li> </ul>
所費・延長育成料の減免を申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育所費減免申請書（令和8年度用）（★）</li> <li>・東久留米市立学童保育所延長育成料減免申請書（★）</li> <li>・減免資格確認書類（詳細は8頁参照）</li> </ul>
東久留米市立学童保育所入所基準の調整指數各項目に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給証明書</li> <li>・保護者または同居親族の障害者手帳などの手帳の写し</li> <li>・被介護者、被看護者の診断書の写し</li> </ul>

(注記)

- ・記入には黒のボールペンを使用してください。（消せる筆記用具の使用は不可です）
- ・内容の訂正は修正液等を使用せず、二重線で消して修正してください。
- ・申請に必要な書類（★）は、市ホームページからダウンロードできます。また、児童青少年課（市役所2階）と、各学童保育所でも配布しています。
- ・入所申請に虚偽があった場合は、入所決定を取り消す場合があります。
- ・申請時点で、育児休業中の保護者が、入所する月に復職予定である場合は、その月から入所の申請ができます。（入所決定後、復職日から学童保育所を利用することができます）申請の際に、復職予定の就労内容を記載した就労証明書の提出が必要です。なお、復職後は就労証明書を再提出してください。
- ・児童に持病・障害・食物アレルギーがある場合は入所申請時にお申し出ください。適切な育成支援を行うため、入所後も対応についてご相談・確認をさせていただくことがあります。（入所の可否を問うものではありません）
- ・きょうだい分を含め、これまでの学童保育所費を滞納している方は、入所基準に基づき入所基準指數を減点させていただきます。滞納がある方は、入所申請時に納入計画等を作成のうえ、計画書に従って納入してください。

### 【3】入所申請方法

オンライン申請	<p>こちらの二次元コードからご申請ください。 ※就労証明書等の添付が必要となります。写真を撮る等 予めご用意いただくとスムーズに入力できます。</p> 
窓口申請	<p>場所：市役所2階 児童青少年課 時間：午前8時30分～午後5時00分 ※土・日・祝日・年末年始を除く平日</p>

(注記)

- ・申請書類に不備、不足がある場合は、受付できません。
- ・窓口での申請は、書類等について確認する場合がございますので、保護者が来庁し申請してください。

## 【4】入所の内定・面接

### (1) 入所決定までの流れ

入所申請受付期間終了後、提出された申請書に基づき、東久留米市学童保育所入所基準(令和8年度)に沿って、各学童保育所の受け入れ可能児童数内で入所児童を内定します。  
入所が内定した新規入所児童に対しては、面接通知を発送します。面接通知で指定された日時に学童保育所にお越しください。

#### (注記)

- ・4月入所について、低学年一次申請児童の入所を決定し、低学年二次申請では低学年一次申請で待機となった児童及び低学年二次申請児童の入所の決定をします。低学年三次申請では、低学年一次申請及び低学年二次申請で待機となった児童と低学年三次申請児童の入所を決定します。
- ・面接は、学童保育所職員と保護者で行います。面接時に「児童調査表(記入した物)」をご用意ください。面接では児童の特徴や家庭での様子を伺います。また、持ち物や学童保育所での過ごし方等の説明をいたします。
- ・面接を受けない場合は、入所の内定が取り消しとなる場合もあります。
- ・日曜日、祝日の面接はありません。
- ・申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに児童青少年課にご連絡ください。必要に応じて書類の提出をお願いします。
- ・学童保育所に在籍している児童は、面接は実施しませんので、面接通知発送時期に入所判定の結果について通知します。

### (2) 令和8年4月1日入所児童の面接日程

申請期間	面接通知発送日(予定)	面接期間(予定)
低学年一次申請	令和8年1月19日(月)	令和8年1月28日(水)～2月10日(火)
低学年二次申請	令和8年2月13日(金)	令和8年2月24日(火)～3月5日(木)
低学年三次・高学年申請	電話連絡	令和8年3月9日(月)～3月12日(木)

(3) 申請状況により、入所決定が受けられなかった児童については待機児童とし、定員に空きが生じた場合、入所判定会議等を経て入所を決定し、翌月1日付で入所となります。

※定員の空きをお待ちいただいている間に、学童保育所の利用が必要なくなった場合は、「学童保育所入所申請取り下げ書」の提出をお願いいたします。

(4) 入所判定の結果については文書で通知します。電話等でのお問い合わせには回答することができません。

## 【5】入所の決定

### 令和8年4月1日入所 [低学年児童]

	結果通知時期（予定）	入所日
低学年一次申請	令和8年2月下旬まで	令和8年4月1日（水）
低学年二次申請	令和8年3月中旬まで	
低学年三次申請	令和8年3月下旬まで	

### 令和8年4月1日入所 [高学年児童]

	結果通知時期（予定）	入所日
高学年申請	令和8年3月下旬まで	令和8年4月1日（水）

## 【6】令和8年5月1日入所以降の入所申請について

### （1）受付期間について

入所月日	受付期間	結果通知時期
5月1日入所	令和8年 3月 1日(日) ~ 令和8年 4月 15日(水)	入所月の 前月末日まで
6月1日入所	令和8年 4月 16日(木) ~ 令和8年 5月 15日(金)	
7月1日入所	令和8年 5月 16日(土) ~ 令和8年 6月 15日(月)	
8月1日入所	令和8年 6月 16日(火) ~ 令和8年 7月 15日(水)	
9月1日入所	令和8年 7月 16日(木) ~ 令和8年 8月 17日(月)	
10月1日入所	令和8年 8月 18日(火) ~ 令和8年 9月 15日(火)	
11月1日入所	令和8年 9月 16日(水) ~ 令和8年 10月 15日(木)	
12月1日入所	令和8年 10月 16日(金) ~ 令和8年 11月 16日(月)	
1月1日入所	令和8年 11月 17日(火) ~ 令和8年 12月 15日(火)	
2月1日入所	令和8年 12月 16日(水) ~ 令和9年 1月 15日(金)	
3月1日入所	令和9年 1月 16日(土) ~ 令和9年 2月 15日(月)	

※いずれの期間も窓口での申請は、土・日・祝日及び12月29日～1月3日の年末年始を除きます。

### （2）面接日程

入所月の前月下旬に行い、面接の連絡は電話連絡となります。

こちらの二次元コードから、オンラインでご申請  
いただけます。該当月の申請フォームを選択し、  
ご申請ください。



### 3. 申請内容の変更・転所・退所について

学童保育所に入所後、申請の内容に変更があった場合や退所する場合は、以下の書類を学童保育所または、児童青少年課に速やかに提出してください。

手続き一覧	必要書類
住所・氏名・連絡先・家族構成・就労先住所等に変更があった場合	・変動届（★） ※転職した場合は、新しい就労先の就労証明書もご提出ください。 ※緊急連絡先（就労先、携帯電話等）に変更があった場合もご提出ください。
保護者が求職・失業する場合	・変動届（退職日の報告）（★） ・状況報告書（★） ※就労資格で在籍している場合、退職日の属する月の翌月から3か月は、継続して入所できます。毎月、状況報告書で就職活動の状況を報告してください。 ※3か月以内に仕事が決まらなかった場合は、3か月目の月末で退所となります。
保護者が育児休業を取得する場合	・産後休業・育児休業取得状況報告書（★） ※産後休業から育児休業に切り替わる日を含む月の月末で退所となります。ただし、育児休業取得期間が3か月未満の場合は継続入所が可能です。継続入所を希望される方は、育児休業取得期間を証明する書類を合わせてご提出ください。
転所する場合	・学童保育所転所申請書（★） 転居、その他の理由で学童保育所の転所を希望する場合に提出してください。 児童の入所の可否は、新規申請児童および待機児童よりも優先して行います。 転所が内定したら、転所先の学童保育所で面接後、入所決定となります。 ※転所先の学童保育所に空きがない場合は、お待ちいただく場合があります。
退所する場合	・学童保育所退所届 退所を希望する月の月末までに、ご提出ください。 当月15日までは、在籍する学童保育所でも提出いただけます。 ※学童保育所の利用がなくても、遡っての退所はできません。

※（★）が付いている必要書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、児童青少年課（市役所2階）と、各学童保育所でも配布しています。

### 4. 育成時間

#### 【1】育成日及び育成時間（延長育成の時間を含む）

育成日	登校日 (平日：月～金)	学校休業日及び春・夏・冬休み期間 (平日：月～金)	土曜日
育成時間	下校時から19時まで	8時15分から19時まで	8時15分から18時まで

【休業日】 日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日の年末年始及び市長が特に必要と認めた日

（注記）

- ・育成時間は、提出された書類に基づき、保護者の状況（就労時間等）に準じてのご利用となります。テレワークや在宅勤務の場合を除き、保護者が在宅している場合は、ご家庭でお過ごしください。
- ・18時までの利用はお迎えを必須としておりませんが、児童の状態や天候等によってはお迎えをお願いすることがあります。

## 【2】延長育成について

### (1) 対象児童

学童保育所の入所児童であって、該当児童の保護者の就労、疾病等の状況により市長が延長育成を必要であると認めたものとします。

### (2) 育成時間

	平日（月～金） 学校休業日及び春・夏・冬休み期間	土曜日
育成時間	18時から19時まで	16時15分から18時まで

### (3) 利用概要

18時以降は、保護者または保護者に準じる方が必ずお迎えに来てください。

### (4) 利用申請の手続き

延長育成を利用または利用変更をする場合は、原則として延長育成の利用希望日または利用変更希望日の前月25日までに、下記(5)提出書類を学童保育所または児童青少年課に提出してください。

#### (注記)

- ・急遽、延長育成が必要となった場合は、事前に学童保育所に連絡しご相談ください。
- ・利用申請手続きについては、翌月以降も延長育成の利用を予定している方は、申請書の「延長育成を希望する期間」の期限に翌月以降の日付けを記入してください。
- ・利用申請後、利用当日までに連絡帳で学童保育所に延長育成を利用することと降所時間についてお知らせください。
- ・お迎えが遅れて、延長育成実施時間となってしまった場合、延長育成料がかかります。お迎えが遅くなる可能性のある方は、事前に延長育成の利用申請をお願いいたします。

### (5) 提出書類

- ①東久留米市立学童保育所延長育成利用（新規・変更）申請書（★）
- ②延長育成が必要であると認められる保護者の就労、疾病等の状況がわかる書類（就労証明書、診断書、理由書等。ただし、入所申請時に提出されている場合は不要）

## 5. 学童保育所費および延長育成料について

### 【1】学童保育所費

#### 1世帯あたりの保育所費（月額）

- ・課税世帯……………在籍1人（6,600円）・在籍2人以上（9,900円）
- ・市民税均等割のみの課税世帯……………在籍1人（2,200円）・在籍2人以上（3,300円）
- ・市民税非課税世帯……………免除
- ・生活保護世帯……………免除

※ご事情により当該月の登所がない場合でも、毎月1日に在籍されている方は、一月分の所費が発生します。

## 【2】延長育成料

延長育成を利用する場合は、【1】学童保育所費の他、別途延長育成料がかかります。

なお、延長育成料については、下表の金額となります。

区分	減免後の児童1人当たりの延長育成料		
	1人目	2人目	3人目以降
課税世帯	月額2,000円 日額 400円	月額1,000円 日額 200円	免除
市民税均等割のみの課税世帯	月額 660円 日額 130円	月額 330円 日額 60円	免除
市民税非課税世帯	免除		
生活保護世帯	免除		

※児童1人当たりの延長育成料は、月額を超えないものとします。

※月額の場合でも、一か月の中で一度もご利用がなかった場合は、延長育成料はかかりません。

## 【3】学童保育所費及び延長育成料の支払い方法について

入所後、「東久留米市立学童保育所設置条例第3条」に基づき、学童保育所費及び延長育成料（延長育成を利用した方のみ）を納めていただきます。

### (1) 口座振替

口座振替依頼書を決定通知に同封しますので、「口座振替依頼書」と預貯金通帳、届出印を持参の上、指定の金融機関で手続きをしてください。

### (2) 納入通知書(納付書)

口座振替の手続きをされなかつた方には、「学童保育所費納入通知書」及び「学童延長育成料納入通知書」（延長育成を利用した方のみ）をお渡ししますので、指定の金融機関で毎月、納期限までにお支払いください。

## 【4】減免申請について

学童保育所費および延長育成料の減免を希望する方は、下記の必要書類を市役所児童青少年課窓口に提出してください。減免申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

延長育成料の減免を申請する際に、学童保育所費減免申請で減免資格確認書類を提出している場合は、改めて添付いただく必要はありません。

※課税世帯の方で、学童保育所に2人以上在籍している場合は、特に申請は必要ありません。

- ① 学童保育所費減免申請書（令和8年度用）（★）
- ② 東久留米市立学童保育所延長育成料減免申請書（★） ※延長育成利用希望者のみ
- ③ 減免資格確認書類
  - ・市民税均等割のみの課税世帯…保護者全員の令和7年度住民税課税証明書  
(証明内容は令和6年中の収入による)
  - ・市民税非課税世帯……………保護者全員の令和7年度住民税非課税証明書  
(証明内容は令和6年中の収入による)
  - ・生活保護世帯……………生活保護受給証明書

※減免は減免を希望する月の末日までに申請してください。遡っての減免の適用はできません。

## 6. 利用について

- (1) 毎月発行される「おたより」や日々の連絡帳には必ず目を通してください。
- (2) 登所人数等により、第一・第二学童保育所は合同で育成する場合もあります。
- (3) 一度帰宅してからの登所はできません。また、登所後に習い事等に行き、再度学童保育所に登所することもできません。(サマースクール等の学校行事は参加できます)
- (4) 学校休業日及び土曜日は、8時15分から9時までの間に学童保育所に登所してください。8時15分以前は、学童保育所は開いておりません。児童の安全のためご家庭で時間の調整をお願いします。
- (5) 降所時は、事故等を防ぐため30分刻みで、集団で降所するよう指導しています。お迎えが可能なご家庭は、お迎えをお願いいたします。なお、降所時間の変更等は児童の申し出だけでは変更をお受けできません。必ず連絡帳等でお知らせください。
- (6) 15時以前に降所する場合は、準備の都合上おやつの提供はできません。
- (7) 学童保育所には駐車場はありません。路上や他の施設等の敷地内に駐停車しますと、近隣の方のご迷惑となりますので、お迎え等の来所時は徒歩または自転車等でお越しください。

## 7. 児童の怪我や体調不良について

- (1) 体調不良等により児童が欠席や登降所時間を変更する時は、必ず保護者から学童保育所にご連絡ください。学校をお休みした場合も、学童保育所にもご連絡ください。ご連絡がない場合、緊急時連絡先に確認の連絡をさせていただきます。
- (2) 学校感染症にかかった場合は病気が治るまでの間、学校に準じて学童保育所もお休みください。学校休業期間中は、登所許可書もしくは登所届の提出をお願いいたします。(用紙は学童保育所や市のホームページからダウンロードできます)また、頭しらみやとびひ等にかかった場合は、集団感染の可能性も起こり得るため、早めに手当てし学童保育所にも必ずお知らせください。
- (3) 児童の体調管理のため、ご家庭において以下の点にご協力ください。
  - ・咳エチケットなどを徹底するため、清潔なハンカチ、ティッシュの持参をお願いします。
  - ・毎朝登所前に必ず児童の健康状態を把握してください。
  - ・発熱などの風邪症状がある場合は登所せず、休養してください。
- (4) 育成時間中に怪我や病気（体調不良）等が発生した場合は、ただちに保護者にご連絡します。可能な限り、学童保育所や病院へお迎えをお願いします。また、児童の様子を見て、熱が低い場合でもご連絡する場合があります。
- (5) 育成支援中や登降所中に発生した怪我・事故に伴う受診及び入院につきましては、市または委託事業者が加入している保険により、お見舞金が支払われます。なお、学校から学童保育所への移動中は育成支援中ではなく、下校中となり、基本的には学校で対応することになります。

## 8. 緊急時の育成について

- (1) 学童保育所で育成中に緊急事態（不審者情報、大雨や地震等の災害発生時等）が発生した場合、学童保育所入所決定時に提出していただく、緊急時引き取りカードに記載の連絡先にご連絡し、お迎えのお願いをする場合があります。
- (2) 学校が緊急時の集団下校となった場合は、緊急時引き取りカードに沿って対応します。

(3) 育成時間に大きな地震が発生した場合、震度により下記の対応を行います。

①震度3以下の場合

\*児童の安全確保、所舎の安全確認後通常育成を行います。

②震度4・震度5弱

\*学校が授業中の場合：状況確認後、校長の指揮・監督下に入り指示に従います。

\*放課後（下記※参照）・土曜日・学校休業日の場合：安全の確認後、児童青少年課へ連絡を取り、状況により避難場所への引率、保護者への引き渡し等を行います。保護者が引き取りに来所せず、長時間児童を留め置くことになる場合は、児童青少年課長の指示に従います。

③震度5強以上

\*学校が授業中の場合：震度4と同じ。

\*放課後（下記※参照）・土曜日・学校休業日の場合：登所している全児童の保護者に連絡し、保護者または代理の方のお迎えを待ちます。連絡がない、できない状態であっても必ずお迎えに来てください。

※学童保育所から避難する際の移動先は、所舎の玄関前に掲示します。

※この場合の「放課後」とは、学校において全ての学年の授業が終わり、下校した時からとします。

(4) 台風・学級閉鎖時の対応

台風の場合	<p>【学校が休校となった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>家庭での育成をお願いします。</li><li>家庭での育成が困難な児童は、緊急的対応として、午前8時15分から学童保育所を利用することができます。必ずお弁当を持参してください。</li><li>登所の際は、事前に必ず学童保育所に連絡し、児童を職員に直接引き渡してください。また、お迎えの時間と来所される方をお伝えください。</li><li>台風の状況により登所時間を調整し、遅れて登所する場合は、ご連絡ください。</li></ul> <p>※児童・保護者・職員等の生命や身体の安全確保を最優先する観点から、学童保育所を閉所し、上記対応ができない場合もあります。</p>
	<p>【学校が登校時間を遅らせる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>登校前の育成は行いません。</li></ul>
学級閉鎖の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>家庭で静かに過ごせるようにお願いします。</li><li>家庭での育成が困難な場合で、健康な児童は、学童保育所を利用できます。</li><li>学級閉鎖ではない児童との接触を避けるため、午前9時15分から登所となります。</li><li>登所前に児童の体調を確認し、体温や体調は連絡帳等でお知らせください。普段と違った兆候があれば、発熱等の有無に問わらず保護者へ連絡します。</li></ul>

※ここでいう「学校」とは、東久留米市立小学校であり、その他の学校（国立・私立等）に通学している場合はご相談ください。

## 9. 進級時の入所申請について

- (1) 学童保育所は年度ごとに入所申請が必要となります。今年度在籍している児童も、次年度も入所を希望する場合は、新たに申請が必要です。
- (2) 入所の決定は、現在在籍している児童を優先するものではありません。入所できない場合は、定員に空きが出るまでお待ちいただくことになります。なお、第一・第二学童保育所については、居住地域や学年等を考慮して、振り分けさせていただきます。今年度在籍している学童保育所と異なる所に入所が決定する場合もありますので、ご了承ください。
- (3) 所費および延長育成料の減免申請も年度ごとに申請が必要です。(詳細は8頁参照)  
遡っての適用はできませんので、早めにお手続きをお願いいたします。

## 10. その他

- (1) 入所後、出席日数がきわめて少ない場合は、待機児童の状況等により、退所していただく場合があります。
- (2) 学童保育所の児童の入所状況や職員配置その他の事情により、開始後に運用方法を変更する可能性もございますので、ご承知おきください。
- (3) 放課後子供教室を学童保育所と併用する場合は、生涯学習課で手続きが必要になります。詳しくは、生涯学習課(直通：042-470-7784)へお問い合わせください。

## 11. 入所申請に関するよくある質問について

- Q. 入所申請後に、入学する学校が変更になりました。どのようにすればいいですか？  
A. 改めて入所申請が必要となります。児童青少年課に速やかにご連絡ください。
- Q. 転入・転居予定ですが、申請することはできますか？  
A. 転居先が決定しており、転居後にどこの小学校に入学するか分かっていれば可能です。書類が整い次第、新住所が確認できる書類（売買もしくは賃貸借契約書の住所・氏名が明記された部分の写し等）を提出ください。
- Q. 入所申請後に学童保育所の利用希望が無くなった場合、どのようにすればいいですか？  
A. 学童保育所入所申請取り下げ書の提出が必要となります。児童青少年課までご連絡ください。
- Q. 産休・育休中は入所できますか？  
A. 産休中の場合は入所の要件を満たしますが、原則育児休業中は入所要件に該当しません。ただし、入所後1ヶ月以内に復職する場合は申請することができます。
- Q. 弟妹の保育園の入園状況によっては、育休を延長することを考えています。仮に育休を延長した場合はどうしたらいいですか？  
A. 育児休業中は入所要件に該当しませんので、学童保育所入所申請取り下げ書の提出が必要となります。育休の延長が決まりましたら、児童青少年課までご連絡ください。
- Q. 在宅勤務（テレワーク、リモートワーク）については、どのような取り扱いになりますか？  
A. 在宅勤務（テレワーク、リモートワーク）については、居宅外労働としております。

- Q.** 日によって就労の時間や場所が変わる場合は、どのような書類の提出が必要でしょうか？
- A.** 「就労証明書」とあわせて就労先が作成したシフト表等の就労の実績が分かる書類を提出してください。勤務表から就労時間が読み取れない場合、タイムスケジュール表の提出を求める場合もあります。
- Q.** 夜間の就労の場合は申請できますか？
- A.** 夜間就労で帰宅が早朝となる場合でも、就労時間数・日数が入所資格を満たしていれば申請できます。
- Q.** 就労証明書の作成にあたり、就労時間に通勤時間や残業時間は含みますか？
- A.** 就労証明書は雇用契約上の就労時間を記載してください。そのため、通勤時間や残業時間は含みません。
- Q.** 就学資格で申請する場合、どのような学校が当てはまりますか？
- A.** 就学資格の場合、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、または、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていることとしています。
- Q.** 必要となる月だけ利用したいので、一時的に学童保育所を休むことはできますか？
- A.** 一時的にお休みをするという制度はありません。
- Q.** 保護者が就労・介護の両方の入所資格に該当する場合、入所基準指數の点数はどうなりますか？
- A.** 基準指數は合算されませんので、どちらかの入所資格で申請ください。どちらで申請するかは、保護者の状況により異なりますので、入所基準指數表をご確認いただき、基準指數が高い方で申請することを推奨します。
- Q.** 4 月入所の判定結果はいつ分かりますか？
- A.** 面接通知の発送と同時に、待機となった方にも通知をお送りします。4 頁の面接通知発送日をご確認ください。
- Q.** 待機となった場合、どうしたら良いですか？
- A.** 入所を希望する学童保育所に空きが出次第のご案内となります。申し訳ありませんがご案内まで、お待ちください。
- Q.** 入所内定時の面接は何分程度かかりますか？また、子どもの同席は必要ですか？
- A.** 面接は最大 30 分程度を予定しており、職員と保護者の 2 者で行うため、お子様の同席は必要ありません。

## 12. 東久留米市立学童保育所一覧

令和8年4月1日（予定）

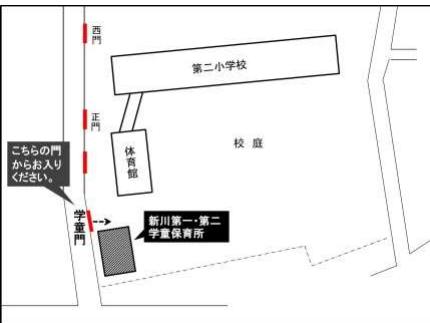
学区	学童保育所	所在地	運営形態	電話番号 市外局番 042	受け入れ可能 児童数（人）	
					所舎	特別 教室等
一小	前沢第一学童保育所	中央町 6-8-1 (第一小学校敷地内)	業務委託 (令和4年4月より)	473-4950	70	30
	前沢第二学童保育所			473-4952	30	
二小	新川第一学童保育所	新川町 1-14-6 (第二小学校敷地内)	直営	471-4596	60	30
	新川第二学童保育所			472-6356	60	
三小	中央第一学童保育所	中央町 1-17-14 (第三小学校北側隣接)	業務委託 (令和6年4月より)	476-2133	50	60
	中央第二学童保育所			476-2115	50	
五小	南沢第一学童保育所	南沢 4-6-1 (第五小学校敷地内)	直営	465-5194	70	60
	南沢第二学童保育所			465-5198	30	
六小	金山学童保育所	金山町 1-17-1 (第六小学校敷地内)	業務委託 (令和2年4月より)	473-8431	60	30
七小	滝山第一学童保育所	滝山 7-26-30 (第七小学校敷地内)	業務委託 (令和8年4月より)	473-3200	70	60
	滝山第二学童保育所			476-3090	40	
九小	くぬぎ第一学童保育所	滝山 3-2-30 (第九小学校敷地内)	業務委託 (令和2年4月より)	474-4800	45	30
	くぬぎ第二学童保育所			474-4805	45	
十小	柳窪第一学童保育所	柳窪 5-9-43 (第十小学校敷地内)	業務委託 (令和4年4月より)	474-2360	50	—
	柳窪第二学童保育所			474-2367	30	
小山小	小山第一学童保育所	小山 5-5-4 (小山小学校敷地内)	直営	473-8870	60	—
	小山第二学童保育所			473-1581	70	
神宝小	神宝学童保育所	神宝町 1-6-7 (神宝小学校敷地内)	業務委託 (令和6年4月より)	474-6652	45	30
南町小	南町学童保育所	南町 3-2-23 (南町小学校敷地内)	業務委託 (令和8年4月より)	465-6789	70	30
本村小	本村学童保育所	野火止 3-4-5 (下里第二住宅5号棟西側)	業務委託 (令和4年4月より)	474-7897	60	30

※児童青少年課では、学童保育所の待機児童の解消をめざし、小学校の特別教室等の借用に向けて小学校と協議を進め、平成28年度より特別教室等の運用を開始しました。特別教室等の受け入れ可能児童数は入所申請状況等により変動します。

### 13. 東久留米市立学童保育所位置図



▲前沢第一・第二学童保育所



▲新川第一・第二学童保育所



▲中央第一・第二学童保育所



▲南沢第一・第二学童保育所



▲金山学童保育所



▲滝山第一・第二学童保育所



▲くぬぎ第一・第二学童保育所



▲柳窪第一・第二学童保育所



▲神宝学童保育所



▲小山第一・第二学童保育所



▲南町学童保育所



▲本村学童保育所